

議案第3号

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部  
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年6月7日

提出者 墨田区長 山 本 亨

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部  
を改正する条例

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年墨田  
区条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（その他の議決事件）

第4条 法第96条第2項の規定により議会の議決に付すべき事件は、次に掲げるも  
のとする。

株式の売払いで、その予定価格が2,000万円以上のもの

借地借家法（平成3年法律第90号）第22条に規定する定期借地権又は同法  
第23条第1項に規定する事業用定期借地権の設定で、その敷地面積が1件5,  
000平方メートル以上のもの

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

議会の議決に付すべき事件について、借地借家法第22条に規定する定期借地権又  
は同法第23条第1項に規定する事業用定期借地権の設定で、その敷地面積が1件5,  
000平方メートル以上のものを加える必要がある。